また、情報提供に際しては、観光旅客の動向及びニーズを踏まえ、単に名所旧跡の紹介にとどまらず、滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等の滞在の促進に係る各種情報について、情報提供の手段の特性を考慮しつつ、積極的に提供することが求められる。

観光圏内の観光案内所においては、観光圏内の滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等の滞在の促進に係る各種情報を収集・管理し、観光旅客の目的・ニーズに応じて、的確な案内、提案、相談対応、苦情処理等のサービス対応を行う体制を構築すること。加えて、予約・決済等の取組も併せて行うことが期待される。なお、認定観光圏案内所においては、観光圏内の他の観光案内の実施主体との相互連携を図りつつ、圏域内の幅広い情報提供が可能となる体制整備が必要である。

これらの他、高齢者、障害者、外国人等誰もが観光を楽しめることも重要であり、例えば、案内標識については、平成十七年六月に国土交通省が作成した観光活性化標識ガイドライン等を踏まえ、地域の実情に応じ、様々な観光旅客の快適な滞在を支える観点から、外国語表示を含む標識の整備の充実を図ること。その際、標識が地域ならではの空間の形成を阻害することのないよう景観等に配慮すること。

また、観光圏内の滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等に係るサービス提供については、地域において、その安全性及び観光旅客からの評価を踏まえた一定の品質を確保する仕組みを構築することが期待される。

なお、観光圏の宣伝を行う場合は、四1⑴及び⑵①から③までに定める事項を踏まえた上で、観光旅客の二泊三日以上の滞在を促進することを十分に勘案し、宣伝の内容、手段、タイミング及びチャンネルについての戦略的な検討を行い、他地域との差別化が図られるよう効果的に実施すること。

⑶　地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光関係者のみならず地域住民が自らの地域の産業、伝統、文化、景観、自然環境等の価値を再認識し、創意工夫を活かした「住んでよし」の地域づくりを行うことを通じて、地域固有の自然、歴史、文化等に関する理解を深めることが重要であり、地域住民も一体となった観光地域づくりを推進することが必要である。このような観点から、地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を図るための取組を行うこと。

また、継続的に観光地域づくりを実施していくためには、観光圏内の自然、歴史、文化等を深く理解した上で、地域が目指すべき方向性を明確にし、幅広い関係者の認識共有や合意形成を行いながら具体的な取組を進めていく観光地域づくりマネージャーを始めとした観光地域づくりを実践する人材が必要であることから、地域において継続的な研修等の実施により必要な人材の育成と確保に努めること。

なお、観光地域づくりの推進に係る取組を進めるに当たっては、地域の農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、教育機関等と連携を進めるとともに、観光圏の区域内にある地方公共団体の積極的な参画等が重要である。

2　協議会

六を参照のこと。

3　観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

⑴　法第八条第三項第一号に関する基準

①　観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、主たる滞在促進地区における宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度の増加等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。

②　個々の事業について、その方向性が観光圏整備計画と整合していること。

⑵　法第八条第三項第二号に関する基準

観光地域づくりプラットフォーム等によって観光地域づくり実施基本方針が策定されており、かつ、個々の事業について、実施主体の体制や関係者との調整状況及びこれまでの観光地域づくりに関する活動実績等を踏まえ、実現可能性が高いと認められること。

⑶　法第八条第三項第三号に関する基準

滞在促進地区において、観光旅客の具体的な動線、ニーズ等を踏まえ、滞在の促進につながるような創意工夫ある効果的な取組が重点的に行われていると認められること。また、滞在促進地区が複数ある場合には、主たる滞在促進地区が明らかにされていること。

⑷　法第八条第三項第四号及び第五号については、当該条文の基準を満たしていること。

五　関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

1　地域における留意点

そもそも観光は、地域における多様な産業に関連する複合産業であり、政府における多様な施策とも関連が深い。このため、観光圏の形成にあたり、関係地方公共団体においては、観光圏整備事業だけではなく、広く地域再生や地域活性化を目的とする政府の関連施策や、文化財の保護、環境保全、良好な景観の形成、歴史的風致の維持及び向上、公共交通活性化等の施策並びに道路、河川、海岸、港湾、空港、都市公園、下水道等の社会資本整備事業との整合性や連携を図り、地域として総合的な観点から取り組むことが期待される。

特に、観光圏整備事業に関連する社会資本整備については、関係地方公共団体において、次に掲げる事項に配慮しつつ行われることが期待される。このため、観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、関連する社会資本整備事業の事業主体又は管理主体と協議を行うことが期待される。

⑴　観光旅客の観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、安全、快適かつ魅力あるものとするため、まちづくり、河川、道路、港湾等における植樹等の良好な景観の形成や電線類地中化事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。

⑵　観光旅客による観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、快適なものとするため、道路、鉄道、港湾、空港等の乗り継ぎ改善等の利便性の向上を図る事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。

⑶　河川、海岸、道路、港湾、空港、都市公園等の公物・公共施設自体が観光資源として重要な場合には、その保全、魅力の向上及び資源としての活用強化に配慮すること。

⑷　認定観光圏整備事業として行う公共施設を活用したイベントの実施その他の観光振興に資する事業については、河川、海岸、道路、港湾、空港、都市公園等の占用許可その他の空間利用に必要な法手続の円滑化に配慮すること。

⑸　観光旅客の観光圏における情報拠点として重要性の高い、道路、鉄道、港湾、空港等の交通結節点における観光・交通情報の提供及び観光案内について、認定観光圏整備事業として行う情報提供の充実及び認定観光圏案内所の整備等の観光案内の強化との連携に配慮するとともに、交通結節点等における案内所機能の強化、案内標識の整備及び外国語表示の充実に配慮すること。

また、観光圏整備計画を作成する市町村が、エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）に基づきエコツーリズムの推進を図る場合又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）に基づき地域における歴史的風致を活かしたまちづくりの推進を図る場合は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、観光圏整備事業と十分に連携させて取り組むことが期待される。

さらに、文化財が観光資源として重要な場合については、文化財の保存に十分配慮しつつ、適切な活用を図る観点から、観光圏整備計画の作成に当たって、市町村の長又は都道府県の知事は、当該地方公共団体の教育委員会に対し、文化財の活用に関して意見を聴くことが期待される。